

一般財団法人日本ダム協会ダムマイスター制度要綱

平成24年2月17日

最終改正 令和7年10月1日

一般財団法人日本ダム協会

(趣旨)

広く一般の方々に、ダムの実態、役割、魅力などについて知って頂くために、それを支援する役割を持つ「一般財団法人日本ダム協会ダムマイスター」(以下単に「ダムマイスター」という。)の制度を実施する。

(任命等)

一般財団法人日本ダム協会(以下「協会」という。)は、申請に基づき、審査の上、趣旨に照らして適当であると認めるときは、任期を定めてその者をダムマイスターとして任命する。また、その任期中、適当でないと認められる事情が生じた場合は、その任命を解くことができる。

(報酬)

ダムマイスターはボランティアであり、無報酬とする。

(活動)

ダムマイスターは、自らの興味、知識経験などに応じ、ダムについて広く一般の方々に知って頂くために必要な活動を自らの責任において可能な範囲で実行するよう努める。

(法令遵守等)

ダムマイスターは、その活動に当たって、その名称にふさわしい行動に努め、法令を遵守するとともに、公序良俗に反するような行為をしてはならない。

(活動報告)

ダムマイスターは、協会の求めに応じ、活動実績について協会に報告する。

(協会の支援)

協会は、ダムマイスターがその役割を十分に果たせるよう、ダムマイスターの活動をできる限り支援する。

(配慮)

協会は、ダムマイスターに要請をする際には、ダムマイスターがボランティアであることなどに鑑み、過重な負担とならないよう十分に配慮する。

(制度の周知)

協会は、ダムマイスターについて、その仕組み、氏名などを公開し、周知に努める。

(証明書の発行)

協会は、ダムマイスターに、ダムマイスターであることの証明書を発行する。

(名刺などへの記載)

ダムマイスターは、名刺などにダムマイスターである旨の記載をすることができる。

(施行期日)

[平成30年3月8日改正]

この改正は、平成30年4月1日から施行する。ただし、それ以前においても、申請、審査など任命に当たったの事前手続は改正後の要綱に基づいて実施可能とする。

[令和7年10月1日改正]

この改正は、令和7年10月1日から施行する。ただし、それ以前においても、申請、審査など任命に当たったの事前手続は改正後の要綱に基づいて実施可能とする。